

固定資産税の税率改正に関する Q & A

今回の税率改正について質問と回答の形にまとめましたので、ご覧ください。

質 問 の 区 分	頁
1 固定資産税の税率改正について・・・(Q1～Q5)	1～2
2 箱根町の財政状況について・・・(Q6～Q10)	2～6
3 箱根町のこれまでの財源不足に対する取り組みについて・(Q11～Q14)	6～7
4 新たな財源確保策の検討経過について・・・(Q15～Q17)	8～10
5 今後の取り組みについて・・・(Q18～Q19)	10

1 固定資産税の税率改正について

Q 1. 固定資産税の税率改正とは、どのようなものですか？

A 1. 具体的には固定資産税の超過課税といい、地方税法で標準税率※1 が定められている税目について「財政上その他の必要がある場合に」議会の審議を経たうえで標準税率を超えた税率で課税することです。

※1 標準税率とは、市町村が課税する場合に通常用いる税率のことで町民税や固定資産税は標準税率が採用されています。

Q 2. 固定資産税の超過課税は、全国で何団体導入していますか？

A 2. 固定資産税の超過課税は、全国の市町村のうち 153 団体が導入しています。また、固定資産税の超過課税に類似するという点では、同じく土地や家屋の課税標準額に税率をかけて算出する都市計画税があり、651 団体で導入しています。

このように全国の 5 割弱の団体が固定資産税の超過課税または都市計画税を導入しています（本町は都市計画税を未導入）。

●固定資産税の超過課税と都市計画税の導入団体（平成 27 年 4 月 1 日現在）

区 分	固定資産税 超過課税①	都市計画税 ②	①と②両方課税 ③	導入団体 計 ④=①+②-③
全 国 1,719 団体中	153 団体 (8.9%) [注]	651 団体 (37.9%)	25 団体 (1.5%)	779 団体 (45.3%)
神奈川県 33 団体中	0 団体 (-)	23 団体 (70.0%)	0 団体 (-)	23 団体 (70.0%)

【注】カッコ内の数字は、全国 1,719 団体及び神奈川県 33 団体における割合を示しています。

Q 3. 固定資産税の税率は、どのように決定したのですか？

A 3. 今後の収入見込み及び財政需要を可能な限り把握したうえで財源不足額を算出する必要があると考え中期財政見通しを作成したところ、平成 28～33 年度の 6 年間で年平均約 9 億円の財源が不足する結果となりました。

この財源不足に対し町では新たに行財政改革アクションプランを定め、これまで以上に行財政改革に取り組むことで約 1.5 億円／年の収支改善を見込みましたが、9 億円から 1.5 億円を差引いた 7.5 億円は、どうしても財源不足を賄えないと判断し、平成 27 年度の固定資産税額をもとに標準税率 1.4%から 0.28%増の 1.68%を算出しました。

なお、中期財政見通しの策定から固定資産税の税率算出については、新財源確保外部評価業務を委託した(株)浜銀総合研究所に検証を依頼したうえで、検討にあたり設置した租税学や財政学の大学教授等の外部有識者を構成員とする新財源確保有識者会議において議論して頂き、妥当であるとの提言を頂いております。

最終的には、議会での審議において納税者の負担軽減の意見があり、町で再検討した結果、平成 28～30 年度の 3 年間、税率を 1.68%から 1.58%としたものです。

Q 4. 税率が 1.68%から 1.58%に引き下げられたが、どのように対応するのですか？

A 4. 議会における審議の結果、税率を見直すこととなりましたが、税率の引下げにより平成 28 年度から約 2.7 億円の財源不足が生じます。

この補てん策については、使用料や固定資産税以外の税の見直しによる歳入確保やサービスの見直しによる歳出削減などの検討を早急にはじめたところです。

Q 5. 固定資産税の税率引き上げは、いつまで実施するのですか？

A 5. 今回の税率引き上げは、町総合計画の計画期間等を踏まえて平成 28～33 年度の 6 年間で予定しておりましたが、議会における審議の結果、平成 28～30 年度の 3 年間に短縮されたものです。

なお、平成 31 年度以降については、この間の行財政改革の取組状況とともに今後の財政需要や財政状況を踏まえて対応を検討し、町民をはじめとする皆さまに説明したうえで決定します。

2 箱根町の財政状況について

Q 6. 箱根町は裕福ではないのですか？

A 6. 本町は、平成 26 年度の財政力指数※2 が 1.4 を超え、国から普通交付税が交付されない団体（不交付団体）であり、これは全国 1,719 団体中 54 団体しかありません。また、本町は、昭和 33 年度以降の 57 年間、一度も普通交付税の交付を受けていないことから、一般的には財政的に豊かな団体であると分類されます。

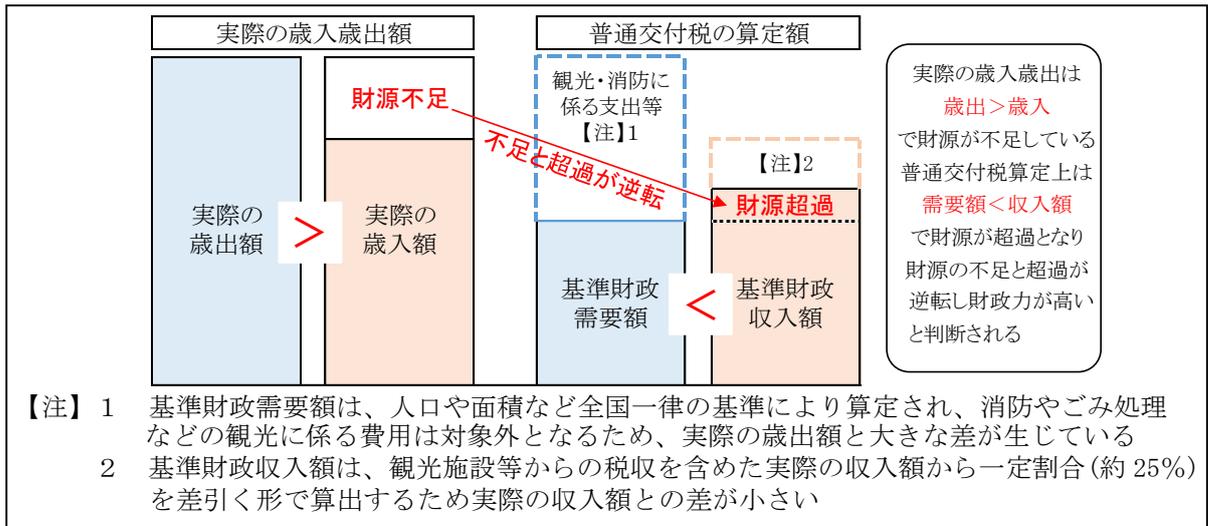
この要因は、国内外から年間約 2,000 万人の観光客を迎える国際観光地であり、固定資産税や入湯税による豊かな税収によるものですが、一方で、約 1.3 万人の町民で

約 2,000 万人の観光客を受入れるために、歳入が大幅に減少する中でも多大な支出を行っており、実際には財政的に非常に厳しい状況に置かれています。

普通交付税の算定では、国が定めた一定のサービスを行うための収入・支出を人口や面積など全国一律の基準により算定し収入が不足する場合に交付されるもので、本町の場合、ごみ処理、消防救急、観光施策など観光客を受入れるための経費が対象外となるため、実際の財政状況とは異なるものです。

※2 財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示す指数で、普通交付税算定における基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 年間の平均値をいいます。財政力指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強い団体となり、1 を超える団体は、普通交付税が交付されません。

●本町の普通交付税算定のイメージ



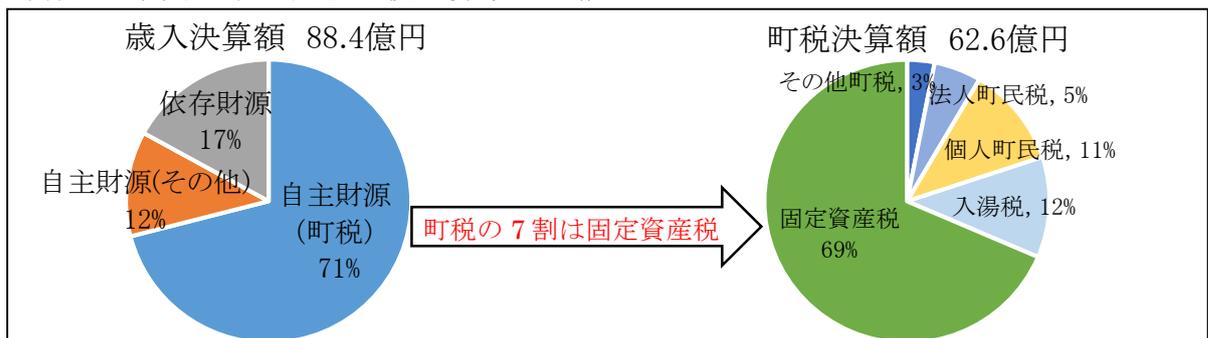
Q 7. 箱根町の歳入の特徴は、何ですか？

A 7. 本町の歳入は、町税が約 7 割を占めており、町税のうち約 7 割を固定資産税が占めていることが最大の特徴です。この他、入湯税は、約 7 億円で昭和 61 年以降、入湯客数が全国 1 位であり、入湯税収入もトップを維持しています。

このように、歳入に占める町税の割合が高く、自主財源※3 の割合が 83% と高いことが、財政的に豊かと言われるもう 1 つの理由となります。

※3 自主財源とは、市町村が自らの権能に基づいて自主的に収入できる財源で町税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入からなります。

●平成 26 年度 歳入及び町税決算額の内訳



Q 8. 箱根町の歳出の特徴は、何ですか？

A 8. 本町の歳出は、年間約 2,000 万人の観光客を受入れるため、清掃費（ごみ処理）、観光費（観光施策等）、下水道費（下水道）、消防費（消防救急）などで、多くの経費を要しています。また、本町は山岳地形で集落が点在していることから、出張所や教育施設を分散配置しており、このため多くの費用を要しております。

● 主な観光関係の支出（平成 25 年度決算）

区分	箱根町	同規模 団体平均	差	同規模団体との差の主な要因
清掃費	7.3億円	4.3億円	3.0億円	人口5万人規模の市町村と同等のごみ処理施設を運営
観光費	4.0億円	1.4億円	2.6億円	国内外からの年間約2,000万人の観光客へ対応するため
下水道費	3.8億円	1.5億円	2.3億円	地形条件及び観光客を加味した施設規模を保有しているため
消防費	8.1億円	3.7億円	4.4億円	山岳地形で集落が点在し町外総合病院への搬送等が必要なため

【注】 観光関係の支出が多い科目について、人口・面積が同規模の一般的な市町村の決算額(25年度決算一般財源ベース)と比較
人口、面積の…福井県永平寺町(20,647人・94.34k㎡)、静岡県東伊豆町(14,064人・77.83k㎡)
規模団体 和歌山県紀美野町(10,391人・128.31k㎡)、和歌山県串本町(18,249人・135.80k㎡)
※箱根町(13,853人・92.82k㎡)

● 本町の特徴的な事務事業

区分	事務事業	事務事業の内容	H27予算額
コミュニティ	出張所の4箇所配置〔注1〕	4箇所以上の配置は全国町村929団体のうち47団体のみ〔注2〕	0.8億円
福祉子育て	小児医療費の助成	通院・入院時の中学校3年生までの医療費自己負担額の助成は県内最高水準	0.2億円
保健衛生	ごみの収集	カン週1回(湯河原町2週間に1回)、容器プラ週1回(小田原市月2~3回)など	2.2億円
観光	観光街路灯への補助	町内の街路灯3,240基の電気料及び修繕料に対する補助	0.4億円
都市基盤整備	下水道への支援	下水道事業の運営費に対する繰出金(一般会計負担額)	3.6億円
消防救急	消防署所の4箇所配置	全国町村の単独消防55本部のうち3本部のみ(全国750消防本部)〔注3〕	8.4億円
	救急車の5台配備〔注1〕(予備1台)	平成26年度 年間搬送数 2,020件(居住者744件・観光客1,012件・その他264件)	1.1億円
教育	小・中・高校生への通学支援	スクールバス運行、小学生・中学生・高校生への通学費補助	0.9億円

【注】 1 出張所・救急車の予算額は、運営経費と人件費(職員数×平均人件費)の合計額を記載している
2 平成25年度公共施設状況調査結果による。
3 平成27年度版消防現勢による。(平成27年4月1日現在)

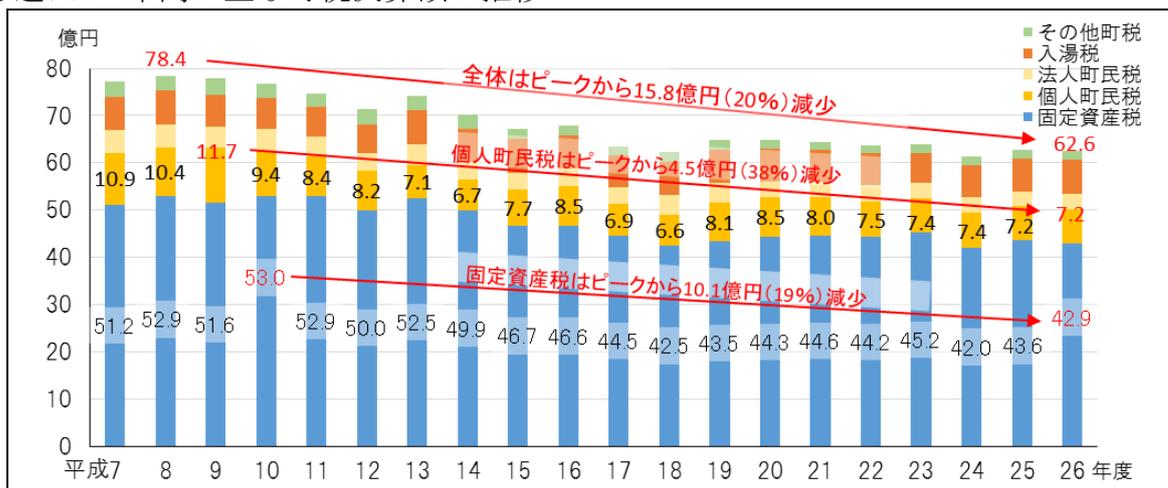
Q 9. 箱根町の財政が厳しい理由は、何ですか？

A 9. 本町の財政状況が危機的な状況に陥った要因は、主に次の4つが挙げられます。

① 町税収入の減少

長期にわたる景気低迷等に伴い、町の自主財源の7割を占める町税収入は平成8年度の78.4億円をピークに、平成25年度には62.6億円と15.8億円もの減収となっています。とりわけ地価の下落を背景として、町税の7割を占める固定資産税の減収の割合が目立ちます。

●過去 20 年間の主な町税決算額の推移

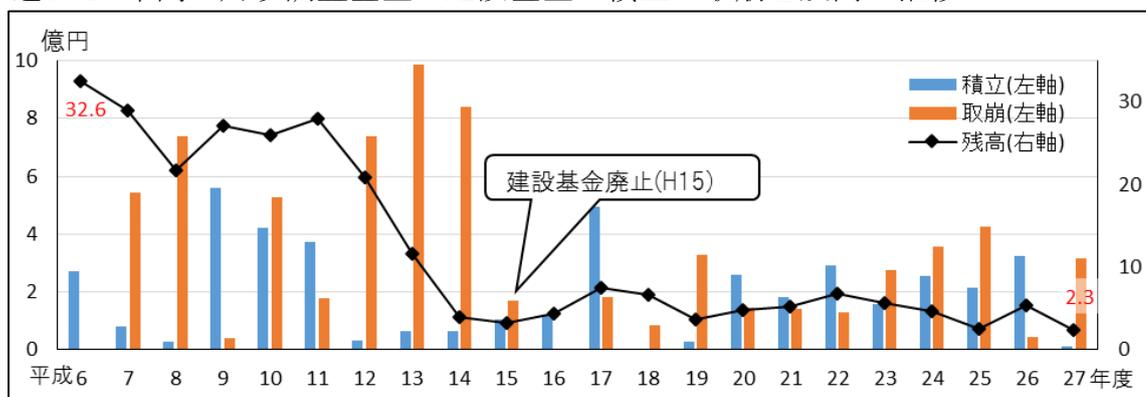


②基金（貯金）の枯渇

財政調整基金は、災害や経済事情の変動等によって財源が著しく不足する場合などに取崩すことによって年度間の財源を調整し、長期的視点から財政の健全な運営を図ることを目的としております。

本町は、過去の町税減収時も普通交付税不交付団体であるため交付が受けられず、主に財政調整基金を取り崩して財政運営をしてきましたが、平成 27 年度当初予算後の残高は 2.3 億円と、ほぼ底をついた状態であり、大涌谷の活発な火山活動など不測の事態に対応することが困難な状況にあります。

●過去 20 年間の財政調整基金・建設基金の積立・取崩と残高の推移



③サービス水準の向上・維持のための経費の増大

本町はこれまで、町民ニーズや年間約 2,000 万人の観光客への対応のための施設整備事業やソフト施策にも取組み、現在も継続して実施しております。

このような本町が独自に実施するサービス以外にも介護保険制度や後期高齢者医療制度などの新たな社会保険制度の導入や地方分権改革の進展に伴い、町が行うべき事務量が増大しており、このことは事務費と共に人件費の大幅な削減ができない要因となっています。

④社会保障関係費の増大

扶助費は全国的に障がい者福祉費などの増と子育て施策の推進などにより増加傾向にあり、国や地方を問わず、社会保障給付の伸びが財政上の課題とされています。

本町の国民健康保険特別会計では、後期高齢者医療制度開始に伴い、加入者は減少傾向ですが、医療の高度化などから医療費は増加傾向にあることから、町の法定負担分の繰出金は増加が続いています。

また、本町では、低所得者への保険料軽減等のため一部法定外の繰出金による補てんも行っております。さらに、後期高齢者医療特別会計（平成 20 年度～）と介護保険特別会計（平成 12 年度～）では、高齢者の増加に伴い医療や介護に係る費用が増加することに比例するように、町の法定負担分となる繰出金も増加の一途を辿っています。

Q10. 国からの支援を受けられないのですか？

A10. 普通交付税については、実際の収入・支出と全国一律の基準に基づき算定した額が大幅に異なることから、現行制度上は収入が現状よりも 10 億円以上減らないと交付を受けることはできません。

また、国や県の補助金も、財政力により補助率に格差が設けられる場合があり、これも、本町の財政が厳しい要因となっているため、以前から国や県に対し制度改善を要望しておりますが、全国的にも極めて特殊な町であるため、本町の現状を反映した制度の改善は難しい状況です。

3 箱根町のこれまでの財源不足に対する取り組みについて

Q11. 箱根町では財源不足に対して、どのような取り組みを行ってきたのですか？

A11. 本町の町税収入は、平成 9 年度をピークに減少しておりますが、それ以前の平成 6 年度から歳出削減の取り組みを始めました。

しかしながら、その後も町税収入が減少する中、社会保障関係費やごみ処理施設をはじめとした大規模な施設整備に伴う借入金の返済など歳出も増大し、危機的な財政状況に陥ったため、平成 15 年度を「財政再建元年」と位置付けて以降、平成 16 年度に「財政再建プラン」、平成 21 年度に「財政健全化プラン」を策定し、行政サービスの低下を招かないよう、さまざまな工夫をしながら歳入の確保と歳出の削減に取り組んできました。

●行財政改革（平成 16～26 年度の 11 年間）による効果額

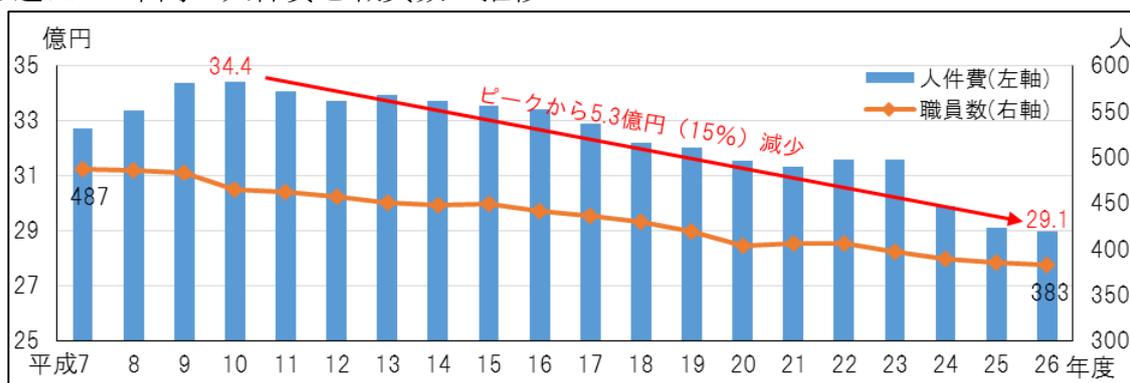
人件費削減効果額	人件費以外の効果額	合計
21 億 3,200 万円	46 億 9,100 万円	68 億 2,300 万円

Q12. 歳出削減の取り組みは、何を行ってきたのですか？

A12. 経常的経費や事業費の毎年度の見直しのほか、特に人件費と公債費（借入金の返済額）の削減を行ってきました。

特に人件費の削減については、過去 20 年間で 100 名以上の職員を削減し、さらに、地域（調整）手当や住居（持家）手当の廃止とともに管理職手当の見直しなどあらゆる取組みを行い削減に取り組んできました。また、起債額の上限設定により起債残高は、ピークの平成 14 年度の 115.9 億円から平成 26 年度は 67.3 億円と▲48.6 億円、約 4 割削減に努めてきました。

●過去 20 年間の人件費と職員数の推移



Q13. 歳出の削減はできないのですか？

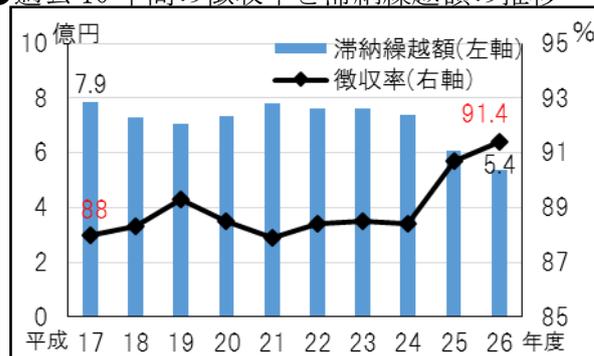
A13. これまで約 20 年間にわたり人件費をはじめとした歳出の削減に取り組んできました。今後も、行財政改革アクションプランを基に更なる行財政改革の取組みを続けて行きますが、現行のサービス水準を維持する中での大幅な削減は、難しい状況にあります。

また、公共施設の見直しについては、町民福祉の向上に向けて重要な役割を担っているなかで経費の節減を図るため、小中学校の統廃合や観光施設の閉鎖、不要な土地の売却などを行ってきました。さらに、その他の公共施設についても、指定管理者制度の導入や受益者負担の見直しとともに毎年度の維持管理経費の徹底した削減を継続して行っており、早急にこれ以上の見直しを行うことは難しい状況にあります。

Q14. 歳入の確保の取り組みは、何を行ってきたのですか？

A14. 歳入の確保については、町税や使用料等の徴収強化のため、専門知識や経験が豊富な県職員との連携（人事交流制度の積極的な活用等）を通じた取組みを行うことにより、特に町税について徴収率の向上により滞納繰越額が減少しています。

●過去 10 年間の徴収率と滞納繰越額の推移



4 新たな財源確保策の検討経過について

Q15. 新たな財源確保の検討は、どのように行ってきたのですか？

A15. 町の財政状況及び新たな財源確保による町民等の負担への理解が不可欠であることから、町民向けに説明会の開催、町回覧やホームページによる周知を行うとともに、町外の納税義務者に対しても周知を行うなどあらゆる手段を用いて説明してきました。また、新たな財源確保の必要性とあり方については、外部有識者で構成する新財源確保有識者会議において専門的見地にに基づき議論をお願いしております。

●新たな財源確保に向けた主な取り組み

実施時期	取組項目	説明内容	備考(参加者等)
4～6月	財政状況説明①	町の家計簿を用いた財政状況の説明	各種団体の構成員のべ904人
7月上～中旬	財政状況説明②	財政逼迫及び財政推計の説明	町民等(9会場11箇所)142人
7月下旬	アンケート調査	財政状況と財源確保に係る調査実施	町民1,200人(回収率22.4%)
8月上旬	回覧による周知	7月の財政状況説明会の結果周知	町民(対象4,455世帯)
8月中旬	町外者への周知	7月説明会資料等について周知	固定資産税納税義務者1.2万人
10月中～下旬	財政対策説明	新たな財源についての具体的説明	町民等(12会場12箇所)161人 高額納税の法人事業所等
6～10月	新財源確保有識者会議	新たな財源確保のあり方について専門的見地から検討	学識経験者(6回開催)
4月以降	ホームページによる周知	上記に係る資料及び議事録等の公表	随時更新

Q16. 中期財政見通しの内容は、どのようなものですか？

A16. これまで述べてきた厳しい状況においても引き続き従前同様の行政サービスを提供すると共に持続可能で町民満足度の高い町政を推進するためには、将来を見据えた計画的な行財政運営が必要であるため、その検討の基礎資料として町総合計画を基に現行のサービス水準を維持することを前提として中期財政見通しを作成した結果、平成28年度から平成33年度の6年間で平均約9億円の財源不足が見込まれています。

主な事業は、老朽化した箱根中学校の長寿命化工事(28～30年度 16.5億円)やごみ処理施設の基幹整備工事(29～33年度 13.1億円)、防災行政無線のデジタル化(30～32年度 7.2億円)などで、必要最小限の事務事業を精査したうえで推計しました。

●中期財政見通し(平成28～33年度)



単位：億円

区 分	年	平成27年度 【予算】	平成28年度 【推計】	平成29年度 【推計】	平成30年度 【推計】	平成31年度 【推計】	平成32年度 【推計】	平成33年度 【推計】
経常的収入 ①		78.0	71.3	71.2	71.5	71.9	71.9	73.0
うち町税	—	59.4	58.0	58.1	58.2	58.4	58.6	59.8
経常費 ②=③+④+⑤		61.0	61.7	61.6	61.2	61.4	62.6	62.4
物件費 ③		21.4	22.4	22.9	23.1	23.1	23.4	23.4
公債費 ④		10.0	9.6	9.0	8.3	8.8	9.3	9.1
人件費 ⑤		29.6	29.7	29.7	29.8	29.5	29.9	29.9
事業費特定財源 ⑥		13.2	12.7	25.1	14.0	14.0	11.0	15.3
うち町債	—	7.1	7.3	17.3	9.0	9.1	6.6	8.8
事業費 ⑦		30.2	31.5	43.7	33.0	32.9	29.7	35.1
うち繰出金	—	8.5	9.3	8.1	9.3	9.4	9.0	9.9
歳入総額 ⑧=①+⑥		91.2	84.0	96.3	85.5	85.9	82.9	88.3
歳出総額 ⑨=②+⑦		91.2	93.2	105.3	94.2	94.3	92.3	97.5
財源不足額〔注〕 ⑩=⑧-⑨		(▲5.9) 0.0	▲9.2	▲9.0	▲8.7	▲8.4	▲9.4	▲9.2

【注】財源不足額の平成27年度の(▲5.9)は、27年度予算における財源補てん額を示しています。

Q17. 固定資産税の超過課税を選択した理由は、何ですか？

A17. 各種の税を新財源確保手法として比較検討した結果、固定資産税が最も適正が高いと評価しました。町民税は増収規模が小さいこと。入湯税や都市計画税※4は、目的税であり使い道が限定されていること。法定外税※7（町が独自に税目や徴収方法などを定める税）は、課税にあたり課税対象の選定が困難であるうえ国の同意が必要となることが課題となりました。

この評価結果をもとに新財源の導入背景は、町税の著しい減少が最大の要因となりますが、現行の行政サービスを維持する中で多くの経費を要しているのは、観光関係の支出とともに山岳地形や集落が分散していることなどによる町民向けの支出もあり、町内外の幅広い方から負担をお願いする必要があると判断し、固定資産税の見直しを選択することとしました。

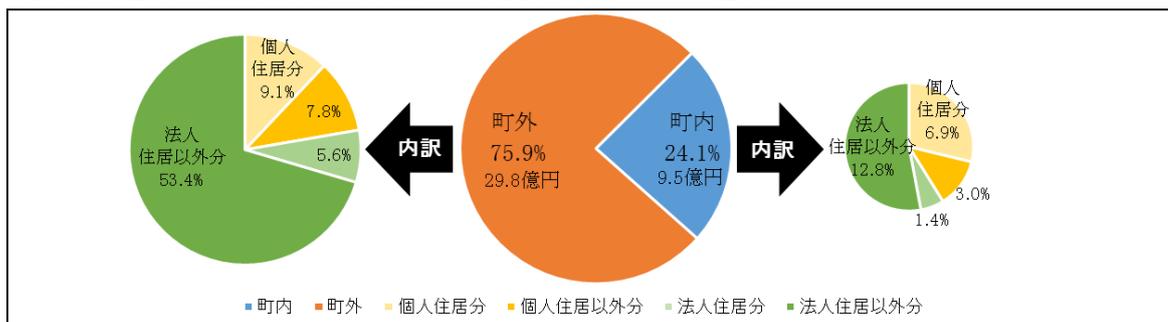
※4 本町は、都市計画税及び法定外税は、導入しておりません。

●新財源確保手法の本町としての評価一覧〔注1〕

区分	1)個人 町民税	2)法人 町民税	3)固定 資産税	4)入湯税	5)都市計 画税	6)法定 外税
①使途自由度	◎	◎	◎	○	△	—〔注2〕
②収入安定性	○	○	◎	○	◎	—〔注3〕
③応益性	◎	○	○	◎	◎	◎
④徴税事務量	○	○	◎	◎	△	△
⑤導入時間	○	○	○	○	△	△
⑥増収規模	△	△	◎	○	○	○
評価点	13点	12点	16点	14点	11点	7点

【注】1 町として各手法を相対的に評価しました。評価結果の記号の意味は下記のとおり。
◎：適性が高い（3点） ○：ある程度適性がある（2点） △：適性が低い（1点）
なお、評価点は、分かり易いように簡便的に点数化したもの。
2 法定外税は、町の条例により使途の自由度が決まるため評価対象外としました。
3 法定外税は、町の条例により収入安定性が決まるため、評価対象外としました。

●固定資産税額の構成割合（平成27年度予算額 39.3億円）



5 今後の取り組みについて

Q18. 行財政改革をどのように取組むのですか？

A18. 本町では、限られた行政資源を効率的・効果的かつ計画的に配分しながら、健全な行財政運営を行っていくために、これまで取り組んできた「箱根町行政改革大綱」と「箱根町財政健全化プラン」を1つに統合し、平成27年9月に新たに「箱根町行財政改革アクションプラン」を策定しました。

この中では、「自立した行財政運営の確立に向けた緊急改革」を基本理念とし、「将来に負担を先送りしない持続可能な財政構造への早期転換」、「時代の変化に即応する行政サービスの再構築」等を基本方針とし、町税徴収率の向上やふるさと納税の促進とともにこれまで聖域としてきた消防職員の削減など、45項目の推進項目を定め、可能な限り数値目標を定め、既に取り組みを始めております。

なお、固定資産税の超過課税は平成28年度から平成30年度までの時限的な措置であるため、この間の行財政改革の取組状況とともに今後の財政需要や財政状況を踏まえて平成31年度以降の対応を検討し、町民をはじめとする皆さまに説明したうえで決定します。

Q19. 公共施設見直しをどのように取組むのですか？

A19. 公共施設の見直しについては、平成27年6月に公共施設の現状と課題を見える化した公共施設白書をもとに、今後の公共施設の見直しの方向性を定めた公共施設マネジメント基本方針を策定し、将来的に公共施設の延床面積の3割削減を目標に掲げ、公共施設の総量の縮減とともに施設の長寿命化や維持管理コストの削減に取り組んで行くものとしています。

具体的には、現在、モデル事業として宮ノ下地区の公共施設見直しについて地域のみなさんと意見交換を行いながら検討を行っており、その結果等を踏まえて、今後、概ね10年間の公共施設の見直し内容を具体的に定めた（仮称）公共施設再編計画を策定し、具体的な取組みを行っていきます。

固定資産税の超過課税の導入に係る経過は、町ホームページで詳細を掲載しておりますのでご覧ください

「ホーム」→「町政情報」→「政策」→「新たな財源確保に向けた取り組み」

http://www.town.hakone.kanagawa.jp/hakone_j/category/index00000438.html

<問合せ先> 特定政策推進室 0460-83-9256